

和歌山大学経済学部規則

制 定 平成 5年 6月 8日

最終改正 令和 5年 3月 29日

(趣旨)

第1条 和歌山大学経済学部（以下「学部」という。）に関する事項は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）及び和歌山大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学部の目的)

第1条の2 学部は、広い視野と専門領域に応じた基礎学力及び経済社会を体系的に理解できる能力をもち、経済社会のさまざまな問題を真摯に受け止め、的確に判断し創造的・実践的に対応できる人材を育成することを目的とする。

(学科)

第2条 学部に次の学科を置く。

経済学科

(授業科目及び単位数)

第3条 学部は、第1条の2の目的を達成するため、必要な授業科目を開設する。

2 学部が開設する授業科目及び単位数は、教授会の議を経て、別に定める。

第4条 (削除)

(授業の方法)

第5条 授業は、講義、演習、実習、実験もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第6条 (削除)

(卒業要件)

第7条 学生は、卒業するためには、学則第33条の規定に基づき4年以上在学し、別に定める履修方法により、124単位以上を修得しなければならない。

2 第3年次に編入学した学生は、卒業するためには、学則第33条の規定に基づき2年以上在学し、別に定める履修方法により、124単位以上を修得しなければならない。

3 学生は、学則第34条の規定により卒業するためには、別に定める要件を満たさなければならない。

第8条 (削除)

(履修登録)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに届け出なければならない。

第10条 (削除)

第11条 (削除)

(卒業判定)

第12条 卒業の判定は、教授会の議を経て、学長が認定する。

(学位)

第13条 学則及び学位規程の定めるところにより学部において授与される学位は、学士（経済学）とする。

附 則

1 この規則は、平成5年6月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

経済学部規則

- 2 経済学部規則（昭和27年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 平成4年度以前に入学した学生については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月15日一部改正）

この改正規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月26日一部改正）

この改正規則は、平成6年7月26日から施行する。

附 則（平成7年3月10日一部改正）

この改正規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日一部改正）

- 1 この改正規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年2月28日一部改正）

- 1 この改正規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年2月23日一部改正）

- 1 この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月21日一部改正）

この改正規則は、平成13年9月21日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第489号）

- 1 この改正規則は、平成18年3月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第613号）

- 1 この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 経済学部経済学科、ビジネスマネジメント学科及び市場環境学科の58期以前の学生については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月29日一部改正：法人和歌山大学規程第669号）

- 1 この改正規則は、平成19年10月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 経済学部経済学科、ビジネスマネジメント学科及び市場環境学科の58期以前の学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第795号）

この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月12日一部改正：法人和歌山大学規程第1593号）

- 1 この改正規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の

例による。

附 則（平成28年3月20日一部改正：法人和歌山大学規程第1754号）

- 1 この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに3年次に編入学する学生については、改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2093号）

- 1 この改正規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2187号）

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学、転入学又は編入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2588号）

- 1 この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。